

第5章 水位等の観測、通報及び公表

第1節 水位の観測、通報及び公表

1 水位観測所

町に関係する国土交通省及び知事が管理する主要な水位観測所は、次のとおりである。

(1) 国で管理する水位観測所

指定河川		観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
水系	河川							
十勝川	十勝川	共栄橋	上川郡清水町 人舞東1線	143.5	144.3	145.2	145.4	146.72
		帯広	帯広市大通北2丁目 2-2地先	34.2	35.2	36.8	37.4	38.26
	音更川	士幌	河東郡士幌町 士幌幹西2線	206.1	206.5	207.3	207.9	209.32
		音更	河東郡音更町字下音更 東1線37-7地先	72.4	73.1	73.8	74.2	74.96
	士幌川	旭橋	河東郡音更町下士幌	28.0	28.6	-	-	-

※川の防災情報及び北海道水防計画別表8より抜粋。

(2) 北海道で管理する水位観測所

指定河川		観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
水系	河川							
十勝川	鈴蘭川	鈴蘭川	河東郡音更町木野西通8丁目 4番16地先 河川敷線(音更川への合流点 から1.2km)	46.40	46.69	46.95	47.89	48.30
	音更川	音更川	河東郡上士幌町字上士幌基 線242番7地先河川敷	264.79	265.63	-	266.42	266.42

※川の防災情報及び北海道水防計画別表6より抜粋。

2 水位の通報

観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超える場合、その水位は国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載されるため、町は、随時情報の把握を行う。

3 水位の公表

水防管理者又は水防に関係ある機関は、帯広測候所からの気象予報や警報、道及び北海道開発局からのそれぞれ管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び市町村向け「川の防災情報」ホームページ等に掲載することにより常時公表されている水位の情報を収集し、報道機関や町のホームページ等を通じて、随時町民へ公表するものとする。

また、情報システムによる河川水位の観測情報は、最短10分ごとに速報値として更新されているが、法第12条第2項の規定により、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときに、前記ホームページに掲載される「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」の情報を収集し、随時町民へ公表するものとする。

4 障害時の措置

道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、速やかに障害等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、同ホームページのお知らせ画面へ欠測となることを掲載し、水位等通報系統図に定める関係機関に通報するものとする。

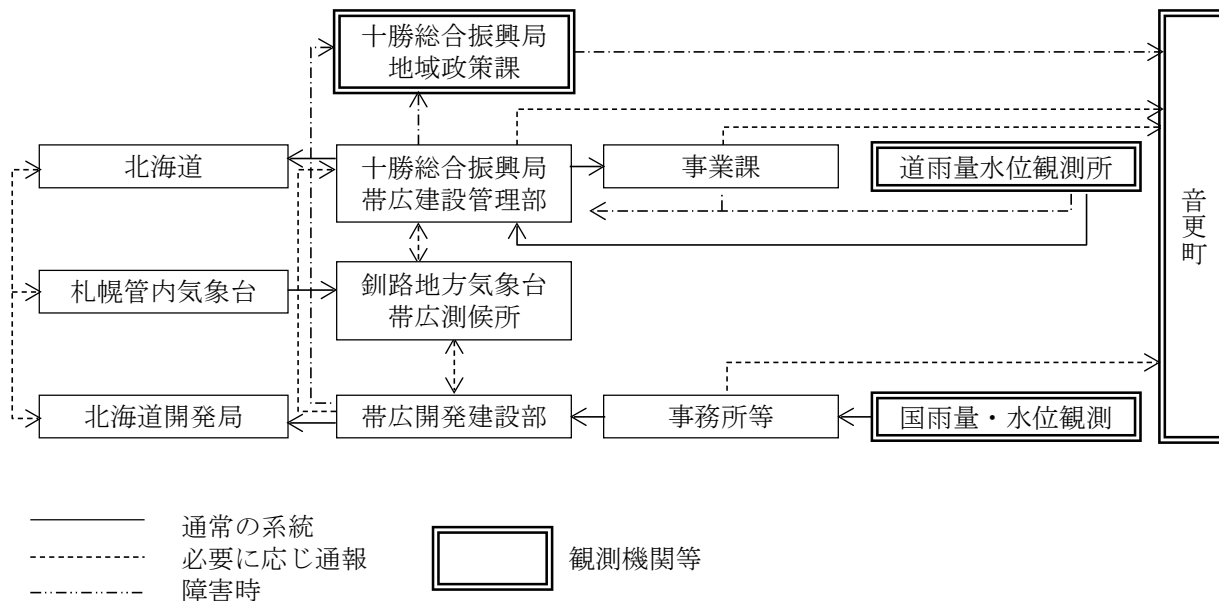
障害等により水位の通報・公表ができない観測所を代替する観測所がある場合、また通報・公表の代替手段を確保した場合は併せて関係機関等に周知する。

障害等の復旧もしくは通報・公表の代替手段を確保するまでの間、次の各号のいずれかに該当する時、通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これにより難しいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

- (1) 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。
- (2) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- (3) 氾濫注意水位（警戒水位）を超え、再び氾濫注意水位（警戒水位）となるまでの毎正時。
- (4) 氾濫注意水位（警戒水位）以下になったとき。
- (5) 水防団待機水位（通報水位）以下になったとき。
- (6) 上記の各号以外に急激な水位の変動があったとき。

5 水位等通報系統図

道及び北海道開発局の水位等通報系統図は、次のとおりである。



第2節 雨量の観測及び通報

1 雨量観測所

町に関係する国土交通省及び知事が管理する主要な雨量観測所は、次のとおりである。

(1) 国で管理する雨量観測所

水系名	河川名	観測所名	所管	観測所所在地
十勝川	長流枝内川	長流枝内	開発局	河東郡音更町字長流枝幹線170番地の1
	ペンケチン川	更生	開発局	河東郡音更町西中音更北17線
	その他	駒場（気象）	気象台	河東郡音更町駒場北町

※川の防災情報及び北海道水防計画別表9より抜粋。

(2) 北海道で管理する雨量観測所

水系名	河川名	観測所名	観測所所在地
十勝川	士幌川	士幌川	河東郡音更町字豊田東7線15番5地先河川敷
	音更川	清水谷	河東郡上士幌町字上士幌244番1
	鈴蘭川	音更	河東郡音更町北明台2番1

※川の防災情報及び北海道水防計画別表6より抜粋。

2 雨量の通報

観測所の雨量は、国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載されるため、町は、随時情報の把握を行う。

3 障害時の雨量の通報

道は、所管する観測所の雨量が次の各号のいずれかに該当し、回線途絶等の事由により上記ホームページに観測値を掲載できないときは、その雨量の状況を水位等通報系統図に定める関係機関に通報するものとする。

通報は電話又は防災行政無線により行うものとし、これによりがたいときはファクシミリ又は電子メールにより行う。

(1) 降雨開始から24時間以内に60mm以上の降雨があったとき。

(2) 1時間雨量が25mm（融雪期10mm）に達したとき。